

Securekeeperシリーズ クラウドホスティング「Start One」
「Start Oneプリペイドクレジット」利用規約

第1条(総則)

本規約は、「Start Oneプリペイドクレジット」(以下、「本プリペイド」という。)を購入される企業(以下、「甲」という。)と本プリペイドを発行する株式会社インストラクション(以下、「乙」という。)との間で本プリペイドの利用について定めるものとします。

第2条(本プリペイド)

本プリペイドは乙が発行し、乙が提供するSecureKeeperシリーズ「Start One」(以下、「本サービス」という。)の利用費用に適用される前払決済方法です。本サービスの詳細については別途、「Start One」利用規約に定めるものとします。

第3条(本プリペイドの発行形態と管理業務)

本プリペイドはカード型の形態で発行され、本プリペイドの発行単位毎に固有のシリアル番号を付番します。乙は固有のシリアル番号により甲を特定し、本サービスの利用状況に応じた利用費用の決済を適切に実行していきます。

第4条(本プリペイドの購入申込から納品)

本プリペイドを購入申込みされる場合は、乙が指定する申込書に必要情報を記入し乙が指定する販売代理店または乙が個別に指定する方法により送付するものとします。

2.本プリペイドの納品は、乙より甲へ直接配送するものとします。

3.乙はお申込書の内容を確認するにあたり、申込法人の調査を行うことがあり、乙が本プリペイドの発行に不適切と判断した場合は、本プリペイドの発行ができないことがあります。

第5条(本プリペイドの購入方法)

本プリペイドは、乙または乙が許諾した販売代理店から購入することができます。

第6条(本プリペイドの購入単位)

本プリペイドは、3つの種類から購入ができます。

①10万円、②50万円、③100万円

第7条(本プリペイドの購入限度額)

甲が一回に購入できる本プリペイドの限度額は、本サービスの申込み内容に関わらず本プリペイド額面の200万円までとします。

第8条(本プリペイドの残高引落業務)

甲よりお申込みいただいた本サービスのメニューの全部または一部を提供した日の翌月5日に本サービスに定める費用に消費税を加算した費用が本プリペイドの残高から引落されます。当該業務は以降も本サービスをご利用期間中は継続して実施されるものとします。

第9条(本プリペイドの有効化)

本プリペイドの残高から引落を開始された時点で、本プリペイドは有効化(以下、「アクティベーション」という。)されます。アクティベーションされた時点で本プリペイドの利用が開始されます。

2.甲が本プリペイドを同時に複数所有している場合は、乙にてプリペイド購入単位の高いシリアル番号からアクティベーションを実施し、残高がなくなり次第、乙は甲が所有する次のシリアル番号のアクティベーションを実施していきます。

第10条(本プリペイドの有効期限)

本プリペイドの有効期限は、本プリペイドがアクティベーションされた日から1年間とします。アクティベーションから1年を超えた本プリペイドは失効します。

第11条(本プリペイドの残高通知)

乙は本プリペイドの残高を甲へメールで通知します。

残高通知には以下内容が含まれます。

- ①アクティベーションされているシリアル番号
- ②直近対象月の本サービス利用履歴
- ③購入されたすべての本プリペイドの残高情報

第12条(本プリペイド残高不足)

乙から甲へ本プリペイドの残高通知を適切に行っているにもかかわらず、本プリペイドの購入手続きが完了せずに本サービスの利用費用相当分の残高が不足し、本プリペイドから引落業務ができなかった時点で本サービスの提供を停止することがあります。なお第8条本プリペイドの残高引落業務に記する次の引落の期日も同様に残高不足となった場合は本サービスの提供を中止することがあります。この場合、甲に生じる損害について乙は一切責任を負いません。

第13条(本プリペイド失効残高)

有効期限が経過した本プリペイドの残高の返金は致しません。ただし失効した本プリペイドの残高が残されている場合で、本サービスを継続してご利用される場合は、本サービスの利用費用に失効した本プリペイドから優先して残高の引落業務を行います。

第14条(本プリペイドの返品)

乙にて本プリペイドの配送業務を行った翌営業日から起算して14営業日までに甲は本プリペイドの返品を申し入れることができます。ただし、上記期間内に既に甲より乙へ本サービスの利用申込をした場合や、アクティベーションされた本プリペイドの返品はできません。

2.その他、個別の事由として本プリペイドの返品を申し出る場合は、乙または販売代理店と甲とで別途協議し対応するものとします。

第15条(本プリペイドの再発行)

本プリペイドを紛失した場合、本プリペイドカードの再発行は致しません。

第16条(甲情報変更の届出)

甲は本プリペイドの申込情報に変更があった場合には、変更事項を速やかに乙に届け出を義務とします。

2.甲からの申込情報の変更に関する届出があった場合は、乙は速やかに甲情報を変更するものとします。以後、乙から甲に対する連絡や通知等は、変更後の甲情報に対して通知、送信または送付するものとします。

3.甲より甲情報の変更届出がなく、乙からの通知、送信または送付書類が変更前の連絡先に到達または不到達となったことに起因して、甲および第三者に対して生じたいかなる損害についても乙は一切の責任を負わないものとします。

第17条(本プリペイドの支払)

乙は、本規約に定める購入額を甲にご請求します。

2.乙は本条第一項の業務を販売代理店に委託を行う場合があります。

第18条(本プリペイドの禁止事項)

甲は乙が発行する本プリペイドの利用に際して、以下の行為を行わないものとします。

- ・乙から発行された本プリペイドを第三者に貸与、譲渡、担保設定、または使用させること。
- ・乙から発行された本プリペイドを複製、改変、編集、頒布等する行為。
- ・乙から発行された本プリペイドを悪用すること、または乙が許諾した以外の目的で使用すること。
- ・乙または第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害し、または侵害する恐れのある行為。
- ・乙または第三者を誹謗中傷または信用名誉を毀損する行為、またはプライバシーを侵害する行為。
- ・乙または第三者の財産を侵害し、または事業営業活動を妨害する行為。
- ・その他法令に違反し、または公序良俗に反する行為。

2.甲は前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、または該当する行為がなされる恐れがあると判断した場合は、直ちに乙に通知するものとします。

3.乙は、本プリペイドの発行に際して、甲の行為が第一項各号のいずれかに該当するものであることが認められた場合は直ちに本プリペイドの利用を停止するものとします。

第19条(本プリペイド利用にともなう秘密情報取扱)

甲及び乙は、本契約の履行に関連して知り得た相手側の業務上その他の情報であって、相手から秘密であると明確に指定された情報(以下「秘密情報」といいます)については、本契約の有効期間中のみならずその終了後も第三者に開示または漏洩しないものとす。但し、次の各号に該当する情報については、この限りではありません。

1. 一般に入手できる情報
2. 開示の時、被開示者がすでに保有していた情報
3. 第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
4. 被開示者が独自に開発した情報

2.前項の定めにかかわらず、甲及び乙は秘密情報のうち法令の定めにもとづき、または権限のある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めにもとづく開示先または当該官公署に対し開示することができるものとします。この場合、甲および乙は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手側に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は、開示後にすみやかにこれを行うものとします。

3.甲及び乙は、秘密情報の取り扱いについて、管理に必要な措置を講ずるものとします。

4.甲及び乙は、相手側より提供を受けた秘密情報は、本サービスの遂行目的の範囲内でのみ使用します。

5.前各項の規定にかかわらず、乙が必要と認めた場合には、第21条(本プリペイドの業務委託)所定の委託先に対して、委託のために必要な範囲で、甲からの事前の承諾を受けることなく、秘密情報を開示することができるものとします。ただしこの場合、乙は委託先に対して、本条にもとづき乙が負う秘密保持義務と同等のものを負わせるものとします。

第20条(本プリペイド利用にともなう甲情報取扱)

乙は、本プリペイドの利用にあたって甲より提供を受けた営業上その他業務上の情報に含まれる個人情報をお本サービス遂行目的の範囲内のみで使用し、第三者に開示または漏洩しないものとします。

2.個人情報の取り扱いについては、第19条(本プリペイド利用にともなう秘密情報取扱)第2項および第5項の規定を準用するものとします。乙は、本プリペイドの利用にあたって甲より提供を受けた営業上その他業務上の情報に含まれる個人情報を本プリペイド遂行目的の範囲内のみで使用し、第三者に開示または漏洩しないものとします。

第21条(本プリペイドの業務委託)

乙は、本プリペイドの提供管理に関する業務の全部および一部を甲の承諾なしに、第三者に委託できるものとします。その場合には、乙は責任をもって委託先を管理するものとします。

第22条(本プリペイドの権利義務譲渡の禁止)

甲は、本規約に定める権利義務を第三者に譲渡もしくは利用、売買、名義変更、質権の設定、その他担保に供するなどの行為はできないものとします。

第23条(情報等の通知)

乙は、本プリペイドの運用上必要と判断される、本プリペイドの中止、停止、変更および一部廃止、廃止に関する事、その他の情報等について、本プリペイドまたは本サービスのホームページへの掲載、電子メールの送信、書面の郵送、ファックスの送信の何れかの方法により甲に通知するものとします。ただし、緊急を要するなどの場合には、乙が適切と判断する方法にて通知を行うものとします。

2.ホームページへの掲載による通知の場合には、掲載された時をもって通知が完了したものとみなします。

3.電子メールの送信による通知の場合には、乙に届出た甲のメールアドレス宛に発信した時をもって通知が完了したものとみなします。

4.書面の郵送による通知の場合には、乙に届出た甲の住所宛に郵送した時をもって通知が完了したものとみなします。

5.ファックスの送信による通知の場合には、乙に届出た甲のファックス番号宛に発信した時をもって通知が完了したものとみなします。

6.乙は、本条第1項に定める手段により、乙から甲に対しての通知が到達または不到達となったことに起因して、甲および第三者に対して生じたいかなる損害についても一切の責任を負わないものとします。

第24条(本プリペイドの販売・利用中止)

乙は、甲が本規約の条項および条件に違反した場合、または本プリペイドの販売・利用を継続したい重大な事由が生じた場合には、乙は第23条(情報等の通知)のいずれかの方法をもって、相当期間を定めて本プリペイドの全部または個別の販売または利用を中止することがあります。

2.乙は、以下の各号のいずれかに甲が該当するに至ったときは、乙は何らの催告を要せずに即時に本プリペイドの販売・利用を中止できるものとします。

- ・甲が差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分をうけ、または破産、特別清算、民事再生、会社更生の手続き開始の申し立てを受け、もしくは自ら申し立てをしたとき
- ・自ら振出しもしくは引き受けた手形または小切手につき、不渡処分をうける等支払停止状態に至ったとき
- ・営業の廃止または解散の決議をしたとき

3.甲が本サービスの利用規約に同意を得ない場合

4.乙の事由により本プリペイドの取扱いの全部を廃止する場合で、甲が既に購入済みの本プリペイドに利用可能残高がある場合は、乙は甲に対して利用可能残高を上限として返金処理等の手続きを行うものとします。なお、乙は返金処理等の方法について随時その内容を決定し第23条(情報等の通知)のいずれかをもって案内をします。

第25条(本規約の改定)

乙は、実施する日を定めて利用規約の内容を改定することがあります。その場合には、規約の内容は改定された利用規約の実施の日から、改定された利用規約の内容に変更されるものとします。また乙は甲に対して第23条(情報等の通知)に定める方法で改定内容を通知するものとします。なお、改定内容を通知した後14日を経過しても甲から本契約を解除する旨の申し出がなかった場合には、乙から改定内容を通知した日後14日を経過した日をもって、改定内容を承諾したものとみなします。

第26条(疑義)

規約に定めのない事項、または規約の条項の解釈等についての疑義が生じた場合は、甲と乙の間で双方誠意をもって協議し、これを解決するものとします。

第27条(管轄裁判所)

本規約の準拠法は日本法とし、本規約および本サービスに関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

(発効日)

本規約は、2018年2月1日に発効いたします。